

水道法の適用を受けない「小規模な水道」の実態把握状況に関する調査 (概要・補足)

○調査について

高齢化及び人口減少等により、飲料水を含む生活用水を供給する水道では、施設・財政・維持管理・衛生確保の様々な面で多くの問題を抱え、水道の維持に影響を受けています。特にその影響が大きいと思われる飲料井戸や飲料水供給施設、小規模な集落水道といった水道法の適用を受けない小規模な水道(以下、「小規模な水道」)に対して、衛生的な水を持続的に供給するための技術的な検討、住民・民間等との連携、行政への支援体制等の検討を実施し、維持管理体制強化方策等の統合的方法を提案していきたいと考えております。そのため、全国の小規模な水道の実態や衛生確保対策の状況を把握するため、本調査を実施いたします。

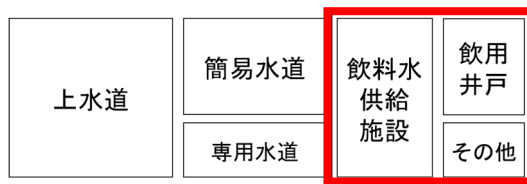
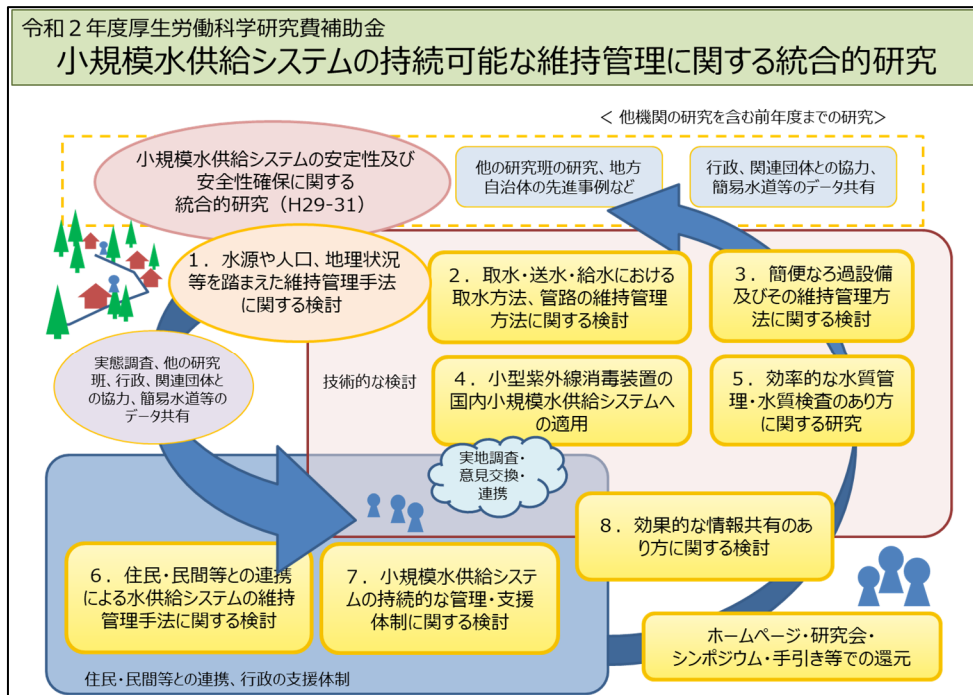


図 各種水道と今回の調査範囲(太枠内)
(※簡易専用水道、貯水槽水道は除く)

本調査は、厚生労働科学研究「小規模水供給システムの持続可能な維持管理に関する統合的研究(令和2年度～4年度(予定))」の一環として実施するものです。

研究代表者 浅見真理(国立保健医療科学院)

研究分担者 伊藤禎彦(京都大学)、増田貴則(国立保健医療科学院)、牛島健(北海道立総合研究機構)、小熊久美子(東京大学)、中西智宏(京都大学)



○調査方法

本調査内では、都道府県水道行政・衛生行政の全体的な状況を調査する「A 調査(概要調査)」と、衛生確保対策を直接所管する機関に対して具体的な把握状況や今後必要とされる支援内容等を調査する「B 調査(詳細調査)」の二つの調査を実施します。

調査はインターネットを活用した Web 調査として行いますが、インターネットを活用した調査への参加が難しい場合は、調査ページに調査様式(エクセルファイル)がありますのでダウンロードし、メールにてご回答願います。

○調査対象の施設

国内にある飲用井戸や飲料水供給施設、小規模な集落水道等といった水道法の適用を受けない小規模な水道施設を対象とします。

→「飲用井戸等衛生対策要領の実施について(令和元年 10 月 17 日一部改正)」(昭和 62 年 1 月 29 日付衛水第 12 号生活衛生局長通知)において定義される「一般飲用井戸」及び「業務用飲用井戸」(以下「飲用井戸」という。)を対象とします。(小規模貯水槽水道は対象外とします。)

→したがって、地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する飲料水供給施設や各自治体が条例等で定めた水道施設やこれら以外の小規模な水道も含まれますので、ご注意ください。

→水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道、簡易専用水道といった水道法の適用を受ける施設は本調査の対象外です。

※水道法(対象:水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(対象:特定建築物)等の適用を受けるものは飲用井戸等衛生対策要領の対象施設ではありません。

【参考】厚生労働省水道課ホームページ > 貯水槽水道・飲用井戸情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04.html>

「飲用井戸等」の定義

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について(令和元年 10 月 17 日一部改正)」より引用
次に掲げる施設のいずれかであって水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の適用を受けないもの

- 1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- 2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)

「飲用井戸等衛生対策要領における対象施設に関する留意事項」

(昭和 62 年 1 月 29 日付水道整備課長通知)より引用

- ① 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸には、地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設を含み、要領に基づく対策にはなじまない天水を利用する施設は含まないものであること。
- ② 業務用飲用井戸のうち、旅館及び公衆浴場に設置されている施設については対象としない。